

審議会等調書

名称	佐伯市特別職報酬等審議会		
設置目的	市長の諮問に応じ、議会議員の報酬の額並びに市長及び助役の給料の額について審議するため		
設置根拠等	佐伯市特別職報酬等審議会条例		
設置年月日	平成18年2月22日	委員数	7人
審議事項等	市長の諮問に応じ、議会議員の報酬の額並びに市長及び助役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議する。		
事務局担当課名	総務課 電話番号 22 - 3111 内線 311		
備考			